

## 九州大学西新プラザ使用細則

平成16年度九大細則第8号  
施行：平成16年 4月 1日  
最終改正：平成28年 3月31日  
(平成27年度九大細則第17号)

### (趣旨)

第1条 この細則は、九州大学西新プラザ規則（平成16年度九大規則第68号。以下「規則」という。）第5条第2項、第7条及び第10条の規定に基づき、西新プラザ（以下「プラザ」という。）の使用等について必要な事項を定めるものとする。

### (使用時間)

第2条 プラザの使用時間は、午前9時から午後8時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則第3条に規定する管理運営責任者（以下「管理運営責任者」という。）が特に必要と認めた場合には、使用時間の延長を許可することができる。

### (休業日)

第3条 プラザの休業日は、12月28日から翌年1月4日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理運営責任者が特に必要と認めた場合には、使用を許可することができる。

### (使用時間及び休業日の変更)

第4条 管理運営責任者が特に必要があると認めた場合には、前2条の規定にかかわらず、使用時間及び休業日を変更することができる。

### (使用手続)

第5条 規則第5条第2項の規定により、管理運営責任者の許可が必要な施設は、次の各号に掲げる施設とし、当該施設の使用許可を受けようとする者は、使用開始予定日の1年前から15日前までに、所定の使用願を研究推進部学術研究推進課に提出しなければならない。

- (1) 大会議室
- (2) 中会議室
- (3) 小会議室
- (4) 多目的室
- (5) 和室
- (6) 宿泊室
- (7) オフィス
- (8) 展示コーナー
- (9) 産学交流室
- (10) 資料室

### (長期使用の制限)

第6条 プラザの施設のうち、前条第7号、第9号及び第10号の施設については、使用を希望する期間が年度を超える場合は、年度毎に前条の使用願を提出しなければならない。

2 プラザの施設のうち、前条第6号の施設については連続して60泊、同条第7号、第9号及び第10号の施設については連続して36月を使用の制限期間とし、当該期間を超える期間の使用は許可しない。

3 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認めた場合は、前項の制限期間を超えて、使用期間の延長を許可することができる。

### (使用許可書の交付)

第7条 管理運営責任者がプラザの施設の使用を許可したときは、所定の使用許可書を交付するものとする。

### (使用心得)

第8条 プラザの使用心得は、管理運営責任者が別に定める。

### (事務)

第9条 プラザの管理運営に関する事務は、研究推進部学術研究推進課において処理する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大細則第31号）

この細則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大細則第3号）

この細則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大細則第5号）

この細則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大細則第8号）

この細則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大細則第18号）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大細則第17号）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。